

## 大崎上島町介護支援ボランティア活動事業 Q&A

### 問1 どんな方が対象になりますか。

町内にお住いの65歳以上の方（第1号被保険者）で、介護保険の要支援・要介護認定及び事業対象者の認定を受けていない方が対象となります。

### 問2 利用のしかたを教えてください。

事前に、町へ申請され、登録証とポイントカードを受け取り、町が指定した町内の介護保険事業所及び障がい福祉サービス事業所でのボランティア活動を行っていただきます。  
1回1時間以上の活動で、内容は問いません。事業所等にご相談ください。

### 問3 対象となるボランティア活動はどんなものがありますか。

1回1時間以上の活動で内容は問いませんが、活動例として

- ・趣味や特技を生かした活動（芸能披露）
- ・話し相手やレクリエーションの手伝い
- ・お茶出し、配膳などの手伝い
- ・施設等行事の補助（会場設営）
- ・職員の指示を受けて行う掃除、片付けなどの軽作業などを想定しています。

### 問4 町が指定した介護保険事業所及び障がい福祉サービス事業所とは、どこですか。

令和6年4月現在で、次の事業所・施設があります。

- ① 特別養護老人ホーム大崎荘
- ② 特別養護老人ホーム大崎美浜荘
- ③ 特別養護老人ホームみゆき
- ④ 大崎荘デイサービス
- ⑤ 大崎美浜荘デイサービス
- ⑥ デイサービスセンターみゆき
- ⑦ グループホーム瀬戸美
- ⑧ グループホームきんせん花
- ⑨ ふれあい工房

**問5 施設に家族が入所していますが、その施設での活動は対象になりますか。**

施設職員の指示により、他の入所者への活動もおこなえるのであれば、対象となります。  
ただし、家族だけへの活動は対象となりません。

**問6 活動評価ポイントについて、教えてください。**

活動1回1時間以上につき、1ポイント（同一日に同一の活動の上限1個）を付与します。1月から12月までの1年間ポイント付与します  
ポイントは、その場で事業所から付与しますので、活動の際にはポイントカードをご持参ください。

**問7 活動評価ポイントは、お金と交換できるのですか。**

活動評価ポイントは、健康福祉課保険係で1ポイント「100円」で、10ポイントから100円単位で交換できます。（上限50ポイント）  
交換期間内（翌年の1月から3月末）に、交換手続きをしてください。  
交換できる期間は、ポイントカードに記載されています。  
（※ 令和7年1月からの換金から100円単位に変更）

**問8 例として、45ポイントの活動評価ポイントはどうなりますか。**

45ポイントは、4,500円になります。  
（※ 令和7年1月からの換金から100円単位に変更）

**問9 活動評価ポイントに、有効期限はありますか。**

1年間に付与されたポイントは、交換期間（翌年の1月から3月末）の間に手続きをおこなってください。  
交換できる期間は、ポイントカードに記載されています。

**問10 ポイントカードをなくしました。再発行はできますか。**

ポイントカードの再発行は可能ですが、活動評価ポイント自体の再発行できません。

問1 1 ポイントカードがいっぱいになりました、新しいポイントカードを交付してもらえますか。

ポイントカードがいっぱいになった時点で上限（50ポイント）に達しています。  
希望があれば、新しいポイントカードを交付しますが、活動評価ポイントを交付できる限度は、50ポイントです。

問1 2 ポイントカードを忘れました。後で活動評価ポイントを付与してもらえますか。

事業所において確認できれば、後での付与も可能です。  
事業所の方にご相談ください。

問1 3 ボランティア活動した方が亡くなった場合、遺族が代わりに支給を受けることができますか。

交付するお金は、活動の対価ではないので、本人に代わり、遺族は支給を受けられません。

問1 4 所得税の取扱いは、どうなりますか

過去において、同様の活動評価ポイントの所得税の取扱いについて、次のとおり回答があります。

回答年月日 平成23年3月7日

回答者 東京国税局審理課長

以下、回答内容の抜粋

雑所得に該当することとなり、当該収入は、ポイントの換金が確定した日の属する年分の雑所得に係る総収入金額に算入することとなります。

なお、個別の事業の内容により、上記のように取り扱われるとは限りません。

詳しくは、竹原税務署、町税務係へお問い合わせください。